

大阪家裁総第36号

令和3年1月19日

山中理司様

大阪家庭裁判所長 田中俊次



司法行政文書開示通知書

令和2年12月7日付け（同月8日受付、大阪家裁総第840号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 家事部決裁票（片面で1枚）
- (2) 「謹啓 御庁におかれましては」で始まる書面（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

- (1) 1の(1)の文書には、個人識別情報（裁判所職員の印影等）及び公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（内線番号）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

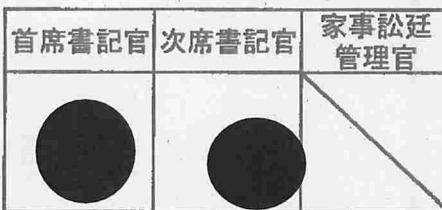
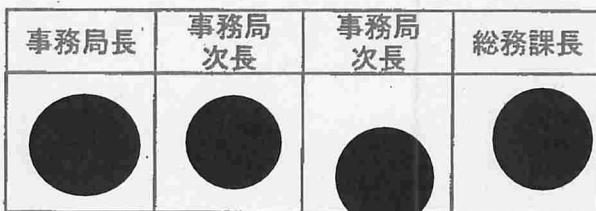
- (2) 1の(2)の文書には、個人識別情報（氏）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

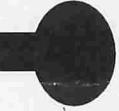
3 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 総務課 電話 06 (6943) 5432

家事部決裁票



(主筆 山本 内線 

(決裁内容)

大阪弁護士協同組合に当庁が職員向けに印刷した「養育費・婚姻費用算定表についての解説」の原稿データを提供してよろしいか。

※ 依頼文書あり

(備考)

解説部分については、非公表情報と考えられる(それ以外は司法研究報告書の1部分)ことから、当職(山本)が家事首席の許可を得て提供します。

決裁開始	令和2年6月25日
回答期限	令和 年 月 日
決裁終了	令和 2 年 6 月 30 日

令和2年4月24日

大阪家庭裁判所

家事首席書記官 梅村哲也 殿

大阪弁護士協同組合

理事長 大砂裕幸

謹啓 御庁におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言へのご対応など、極めてご多用のことと存じます。そのような中、いつも当組合の活動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、当組合は、御庁のご許可を得て、2006年（平成18年）6月に解説及びQ&A付きの「養育費・婚姻費用の算定方式と算定表」の貴重な原稿を頂戴して書籍として発行し、広く組合員の利用に供させていただきました。深く感謝の意を表します。

このたび、2019年（令和元年）12月に社会実態の変化等をふまえて算定表が改定されましたが、この新しい算定表につきましても、ご許可をいただき、解説及びQ&A付きの原稿を頂戴して上記書籍の改訂版を発行させていただければ、大変ありがとうございます。ご公務ご多用中、誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、本件に関するお問い合わせは当組合事務局 (TEL 06-6364-8208) までお問い合わせいただければ幸いです。

謹白

